

京 都 大 学 発 明 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前			改 正 後																					
<p>(前 略)</p> <p>第 6 章 発明者への補償 (補償の種類と給付の対象者)</p> <p>第 20 条 発明者への補償は、<u>出願時補償及び実施補償</u>とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(出願時補償)</u></p> <p>第 21 条 発明者への出願時補償金は、<u>金 6, 0 0 0 円</u>とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 7 章 データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物 (この規程の準用)</p> <p>第 25 条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ(論文・著書・報告書及び京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程(令和 2 年達示第 4 5 号)に定める臨床研究等データに該当するものを除く。以下同じ。)の著作物の著作権については、第 2 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号、<u>第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに第 2 1 条</u>の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第 3 条第 1 項</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 6 条</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 20 条第 1 項</td> <td>出願時補償及び</td> <td>実施補償</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第 8 章 研究者等の守秘義務 (守秘義務)</p> <p>第 26 条 (略)</p> <p>2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法(昭和 34 年 4 月 13 日法律第 121 号)第 30 条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を産官学連携本部長にあらかじめ報告しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	第 3 条第 1 項	(略)	(略)	第 6 条	(略)	(略)	第 20 条第 1 項	出願時補償及び	実施補償		(略)				<p>第 6 章 発明者への補償 (補償の種類と給付の対象者)</p> <p>第 20 条 発明者への補償は、<u>実施補償</u>とする。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>第 21 条 <u>削除</u></p> <p>第 7 章 データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの著作物 (この規程の準用)</p> <p>第 25 条 研究者等が本学の資金、施設、設備その他の資源を用いて創作したデータベース、プログラム及びデジタルコンテンツ(論文・著書・報告書及び京都大学における臨床研究等データの外部機関への利用許諾に関する規程(令和 2 年達示第 4 5 号)に定める臨床研究等データに該当するものを除く。以下同じ。)の著作物の著作権については、第 2 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号<u>並びに</u>第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定を除き、この規程を準用するものとする。ただし、著作権の性質上準用が不可能又は不適切な場合は、この限りでない。</p> <p>2 (同 左)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">第 3 条第 1 項</td> <td style="width: 33%;">(同 左)</td> <td style="width: 33%;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>第 6 条</td> <td>(同 左)</td> <td>(同 左)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </table> <p>第 8 章 研究者等の守秘義務 (守秘義務)</p> <p>第 26 条 (同 左)</p> <p>2 前項に基づき秘密保持の義務のある発明等について、特許法(昭和 34 年法律第 121 号)第 30 条に定める事情がある場合、発明者は、その旨を産官学連携本部長にあらかじめ報告しなければならない。</p> <p>附 則 (令和 4 年達示第 90 号)</p> <p>1 この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の前に出願された発明等については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	第 3 条第 1 項	(同 左)	(同 左)	第 6 条	(同 左)	(同 左)		(同 左)	
第 3 条第 1 項	(略)	(略)																						
第 6 条	(略)	(略)																						
第 20 条第 1 項	出願時補償及び	実施補償																						
	(略)																							
第 3 条第 1 項	(同 左)	(同 左)																						
第 6 条	(同 左)	(同 左)																						
	(同 左)																							